

論点

新春特別寄稿

原発事故と福島は今

被災地、福島で原発事故直後から被ばくを減らすための相談や調査、除染作業が繰り返されてきた。3年前からは、研究者と技術者など5人で保育園や小学校などを回っている。私たちがこの活動を「福島プロジェクト」と呼び、完全ボランティアで、ほぼ毎月現地を訪れている。除染や遮蔽をすれば放射線量は必ず下げられる。現地に入り、どうすれば被ばくを減らせるかを具体的に提言し、実践すること。国の原子力政策の危うさを指摘し

てきた科学者の一人として、人類史上最悪の事故を防げなかった自責の念からの行動だ。活動を通じて思うことは、とてつもない事故が起きたということ。6年近くを経た今も、原子炉内部がどういふ状況なのか、どんな技術が必要なのかも分かっていない。除染が行われた地域でも、所々で強い汚染が残っている。国や電力会社はもちろ

ん、科学者への信頼も崩れてしまった。放射線防護学上問題ないと思われている地域でも、布団を外で干さない、水道水を飲まない、子どもを外で遊ばせない、などの過剰反応が今も見受けられる。科学的知見を踏まえ大丈夫だと説明しても、「この人は国・電力会社寄りか」と見られ、被災者の心に届かない。信頼を回復するには、科学者自身が原発を推進した過去を反省すること、被災者に結論を押し付けないこと、「隠さない、うそをつかない、過小評価しない」という確固たる姿勢を示すことが必要だ。

国はこの先数十年にわたる除染計画を立てるべきだ。福島の復興に除染は欠かせない。東京五輪以上しっかりと予算を注ぎ込む必要がある。国は除染を一回しか行わないという方針だが、全く不十分である。10分の1に減るのに100年もかかる放射性物質が相手。たった1回の除染で済むはずがない。しかも山地は全く手付かずの状態だ。原発から離れた地域でも、雨どいの下や屋根、排水口、くぼ地などは、放射線量が高くなる傾向がある。山の木の葉に付着した放射性物質は3〜5年を経て腐葉土となり、里に流れてくることもある。政府は原子力規制委員

数十年の福島復興計画を

立命館大学国際平和ミュージアム名誉館長 **安齋育郎**

「エネルギーをどうするか」は本来、主権者である国民が決めるべきだ。2016年は、鹿児島県や新潟県で、再稼働に慎重な知事が誕生するという大きな変化があった。私たちはもっと深く学び、主権者として声をあげていく必要がある。

野党系米山氏が初当選 安倍政権に打撃 柏崎対峙、民意鮮明

会の新規制基準を「世界一厳しい」と自賛している。事故の原因がはっきりしていない下で設けた基準に信用性はない。また、これは再稼働の是非を判断するのではなく、再稼働を行うための基準である。だまされてはいけない。

2月度生涯研修抄録

原因不明の歯痛・顔面痛をどう診断するか

～非歯原性歯痛：レントゲンで異常がないのになぜ歯に痛みを訴えるのか？～

井川雅子（静岡市立清水病院口腔外科・口腔顔面痛外来非常勤歯科医師）

●三叉神経痛：患者のほとんどは、「歯の痛み」だと自覚するため最初に歯科を受診する。無菌顎の場合、顎関節が痛むことから義歯調整が繰り返されることもある。

●側頭動脈炎・咀嚼時の筋痛が主訴になるため、やはり歯科医の目には顎関節症に見えるが、適切な治療が遅れると失明に至る。

●帯状疱疹性歯痛：三叉神経第2・3枝の帯状疱疹では、ウイルスによる神経障害により、夜も眠れないほど激しい歯痛が生じることがある。

●急性上顎洞炎による歯痛：冬場に多く、上顎臼歯部に歯髄炎様の強い痛みを訴える。X-Pでは異常が認められませんが、打診痛が著明なため抜歯が行われることがある。

●非定型（特発性）歯痛は、初発時には歯髄疾患の様に見えます。X-Pでは何の異常もないのに、患者が痛みを訴え、何カ月も根管治療を続けたいあげく、抜歯してしまふことがある。しかし中枢性の痛みですから、抜歯しても痛みは消えませぬ。治療の第一選択は三環系抗うつ薬による薬物療法です。

政府は、18年度からマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにする方針を固めた。厚生労働省の17年度予算では、高齢者の患者負担増など社会保障費を切り下げる一方で、システム構築に関する費用として243億円を計上している。

物件案内

歯科医院譲渡

【住所】兵庫西宮市樋之池町

【最寄駅】阪急「苦楽園」駅 徒歩13分

【条件】面談にて

【設備等】チェア2台、デンタル1台、その他諸設備器材。面積16坪。

【その他】関西スーパー近隣。平成29年3月譲渡。

【連絡先】07988-716010（小林）

会費減免制度のご案内

70歳以上は減額／75歳以上は免除

休保・年金の掛け金払い込み中は対象外

15年以上継続して協会の会員となっている方を対象に、①満70歳以上の開業医会員の方は会費を減額（5000円→3000円）、②満75歳以上の方は会費が免除される制度があります。

ただし、協会の休業保障制度または保険医年金制度のいずれかの掛け金を払い込み中の方は対象外となります。会費免除となった先生方には『大阪歯科保険医新聞』のみをお届けし、協会発行書籍の配布はしていません。

本制度の申請は、協会組織部（06-6568-7731）までご連絡ください。※対象者には案内を1月に送付済みです。

歯科医院の売買ならさくらハウスへ

売却物件募集

ただいま売り物件が非常に不足しております。内装付き歯科医院を探されている先生方から多数問い合わせがございまして、売却予定がございましたら是非当社にお任せ頂けるよう御願いたします

売却物件募集中

土地建物付（枚方方面） 3000万円 土地55坪 2F住居 チェア3台	賃貸（心齋橋） 2000万 約18坪 賃料21万円 チェア2台
--	--

(有)さくらハウス 大阪府知事免許(05)043403号 担当：平石
大阪市城東区東中浜1-12-15 TEL 06-6170-8880 FAX 06-6170-8980